

総合評価落札方式にかかる事務手続き 【建設工事】

改正概要

- ①平成28年6月1日入札公告分より、資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限を行うにあたり、入札参加資格審査で資本関係等の基準に該当する関係の有無が確認できていない県外に主たる営業所を有する者に対し、書面による提出を求める技術資料に「資本関係又は人的関係に関する誓約書」を追加。
- ②配置予定技術者の資格等を確認する際の「完成通知書の写し」又は「主任技術者の兼務届出書」の提出を求める要件を一部修正。

○適用時期

平成28年6月1日以降に入札公告する工事に適用